



苫小牧港 港湾管理者の料金

2024年4月1日現在

- 1 入港料
- 2 港湾施設使用料
 - (1) 岸壁等使用料
 - (2) 船舶給水料
 - (3) 上屋使用料
 - (4) 港湾施設用地等使用料
 - (5) 荷さばき地使用料
 - (6) 小型船だまり物揚場等使用料
 - (7) 船揚場使用料
 - (8) 荷役機械使用料
 - (9) 冷凍コンセント使用料
- 3 マリーナ施設使用料
- 4 緑地等使用料
- 5 港湾区域内の水域・公共空地の占用料等
- 6 海岸保全区域の占用料等

苫小牧港管理組合

1 入港料	令和元年10月1日改正
--------------	-------------

基準料率	単 位	外航船舶	内 航 船 舶
2円37銭 (2円16銭に21銭を加算した額)	入港1回につき 総トン数1トンごとに	2円16銭	1円19銭 (基準料率の2分の1を減じた額)

* 港湾法第44条の2第1項ただし書きに規定する船舶、総トン数700トン未満の船舶、その他管理者が定める船舶については徴収しない。
* 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。

2 港湾施設使用料

(1) 岸壁等使用料(岸壁又はドルフィンに適用)	令和元年10月1日改正
---------------------------------	-------------

区 分	外航船舶	外航船舶以外の船舶
総トン数100トン以上の船舶(総トン数1トンにつき)		
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	5.60 円	6.16 円
イ 係留時間が12時間以内の場合	8.40 円	9.24 円
総トン数50トン以上100トン未満の船舶		
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	400 円	440 円
イ 係留時間が12時間以内の場合	600 円	660 円
総トン数50トン未満の船舶		
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	200 円	220 円
イ 係留時間が12時間以内の場合	300 円	330 円
区分使用料		
苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例(昭和40年条例第4号)第3条の2の規定により岸壁を区分使用した船舶に加算(総トン数1トンにつき)		
ア 係留時間が12時間を超える場合、係留12時間までごとに	2.80 円	3.08 円
イ 係留時間が12時間以内の場合	4.20 円	4.62 円

* 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。

(2) 船舶給水料	令和元年10月1日改正
------------------	-------------

(1) 岸壁直接給水料(基本料金)			
区 分	単 位	特定給水	特定給水以外の給水
総トン数100トン以上の船舶	10立方メートルまで	3,660 円	4,020 円
	10立方メートルを超え1立方メートルまでごとに	366 円	402 円
総トン数100トン未満の船舶	5立方メートルまで	1,830 円	2,010 円
	5立方メートルを超え1立方メートルまでごとに	366 円	402 円

(2) 冬期、執務時間以外及び荒天時の給水については、それぞれ基本料金の5割増とする。

* 特定給水とは、消費税法(昭和63年第108号)第7条第1項第1号又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第85条第1項の規定に該当する給水をいう。
* 冬期とは、12月1日から翌年3月31日までとする。
* 執務時間とは、苫小牧港管理組合の休日に関する条例(平成4年条例第1号)第1条第1項に規定する休日以外の日の管理者が定める時間をいう。

(3) 上屋使用料	令和元年10月1日改正
------------------	-------------

区 分	単 位	使 用 料	
一般使用 (貨物1平方メートルにつき右の計算区分)	貨物搬入の日から3日まで1日ごとに	7.15 円	
	貨物搬入の日から4日目以後15日まで1日目までごとに	19.80 円	
	貨物搬入の日から16日目以後30日まで1日目までごとに	39.60 円	
	貨物搬入の日から31日目以後1日目までごとに	79.20 円	
専用使用	1平方メートル1月につき	553.30 円	
くん蒸上屋	一般使用	初日から15日まで1平方メートルまでごとに	35.20 円
		16日以後1平方メートル1日までごとに	53.90 円
	専用使用	1平方メートル1月につき	965.80 円

(4) 港湾施設用地等使用料 令和元年10月1日改正

① 専用使用(港湾施設用地に適用)

ア 基本料金 1平方メートル1月につき

区分		未舗装地		舗装地
		占有期間が 1月未満	占有期間が 1月以上	
1級地	けい留施設の法線から50m以内の用地	57.2 円	52 円	64.9 円
2級地	けい留施設の法線から150m以内の用地で1級地以外のもの	48.4 円	44 円	56.1 円
3級地	けい留施設の法線から300m以内の用地で1級地及び2級地以外のもの	40.7 円	37 円	48.4 円
4級地	1級地、2級地及び3級地以外の用地	33 円	30 円	40.7 円

イ 割増料金 1平方メートル1月につき

*工作物(埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの及び仮設物を除く。)を設置する場合は、基本料金に規定する各級地の単価の2割に相当する額を加算する。

ウ 漁業協同組合が水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)第11条第1項に規定する事業のために使用する場合は料金 1平方メートル1月につき

未舗装地		舗装地
占有期間が1月未満	占有期間が1月以上	
24.2 円	22 円	28.05 円

② 一時占有料

区分	単位	料金
エプロン、鉄道貨物積卸場その他これらに類する用地	1平方メートル	9.9 円
道路	1日までごとに	9 円(占有期間が1月未満の場合は9.9 円)

③ 占有使用料(埋設管、架空管、電柱その他これらに類するものを設置する場合に適用する。)

区分	単位	占有期間が1月未満	占有期間が1月以上
地上	1平方メートル1月につき	57.2 円	52 円
地下		33.0 円	30 円
空間		24.2 円	22 円

(5) 荷さばき地使用料 令和元年10月1日改正

施設名			一般使用料		専用使用料 1平方メートル1月につき
			1平方メートル1日までごとに		
			初日から15日まで	16日目以降	
舗装地	コンテナ専用以外	(1)1線目荷さばき地	5.39 円	8.14 円	133.1 円
		(2)2線目コンクリート舗装荷さばき地			122.1 円
		(3)(1)、(2)以外のコンクリート舗装荷さばき地			111.1 円
		(4)(1)以外のアスファルト舗装荷さばき地			99.0 円
	コンテナ専用	(5)東港区中央ふ頭一部可動式屋根付き荷さばき地(アスファルト舗装)	5.39 円	8.14 円	198.0 円
		(6)東港区中央ふ頭荷さばき地(コンクリート舗装)			133.1 円
		(7)東港区中央ふ頭荷さばき地(アスファルト舗装)			114.4 円
未舗装地	(8)その他の荷さばき地		1.76 円	2.75 円	港湾施設用地等使用料に準ずる額

*1線目荷さばき地とは、岸壁直背後の荷さばき地をいう。2線目荷さばき地とは、1線目荷さばき直背後の荷さばき地をいう。

(6) 小型船だまり物揚場等使用料

令和元年10月1日改正

ア 漁港区					
区分	単位	使用料			
一般使用	1日につき	59.4円(外航船舶については54円)に総トン数を乗じて得た額 *この場合において、総トン数が100トンを超える船舶については、100トンとして計算する。			
区分	単位	使用料			
		1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上1年まで
専用使用	1トン未満	2,300円	3,800円	5,200円	5,800円
	1トン以上3トン未満	3,400円	5,800円	8,000円	8,900円
	3トン以上5トン未満	4,400円	7,500円	10,600円	11,700円
	5トン以上10トン未満	7,500円	12,800円	18,200円	20,200円
	10トン以上15トン未満	11,000円	19,000円	26,700円	29,300円
	15トン以上20トン未満	13,600円	24,200円	33,500円	36,900円
	20トン以上30トン未満	25,300円	44,000円	60,900円	67,800円
	30トン以上40トン未満	32,600円	56,900円	78,500円	87,500円
	40トン以上50トン未満	41,600円	71,800円	99,300円	110,500円
	50トン以上60トン未満	51,600円	89,500円	124,200円	137,900円
	60トン以上80トン未満	66,800円	116,200円	161,900円	179,200円
80トン以上100トン未満	81,800円	143,000円	199,400円	220,300円	
100トン以上	96,800円	169,700円	237,000円	261,400円	
イ その他船だまり					
区分	単位	使用料			
一般使用	1日につき	59.4円(外航船舶については54円)に総トン数を乗じて得た額 *この場合において、総トン数が300トンを超える船舶については、300トンとして計算する。			
区分	単位	使用料			
		1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上1年まで
専用使用	1トン未満	2,300円	3,800円	5,200円	5,800円
	1トン以上3トン未満	3,400円	5,800円	8,000円	8,900円
	3トン以上5トン未満	4,400円	7,500円	10,600円	11,700円
	5トン以上10トン未満	7,500円	12,800円	18,200円	20,200円
	10トン以上15トン未満	11,000円	19,000円	26,700円	29,300円
	15トン以上20トン未満	13,600円	24,200円	33,500円	36,900円
	20トン以上100トン未満	16,000円と20トンを超える10トンごとに2,400円で計算した額との合計額	30,600円と20トンを超える10トンごとに6,400円で計算した額との合計額	43,300円と20トンを超える10トンごとに9,800円で計算した額との合計額	47,800円と20トンを超える10トンごとに10,800円で計算した額との合計額
	100トン以上	35,600円と100トンを超える10トンごとに2,700円で計算した額との合計額(その額が89,600円を超えるときは、89,600円)	83,400円と100トンを超える10トンごとに7,300円で計算した額との合計額(その額が229,400円を超えるときは、229,400円)	123,500円と100トンを超える10トンごとに11,200円で計算した額との合計額(その額が347,500円を超えるときは、347,500円)	136,700円と100トンを超える10トンごとに12,500円で計算した額との合計額(その額が386,700円を超えるときは、386,700円)

(7) 船揚場使用料		令和元年10月1日改正
区 分	単 位	使 用 料
①一般使用料 1隻につき、1日までごとに	ア 総トン数20トン未満	110円
	イ 総トン数20トン以上50トン未満	220円
	ウ 総トン数50トン以上100トン未満	440円
	エ 総トン数100トン以上	660円
②専用使用料	1平方メートル1月につき	99円

(8) 荷役機械使用料		令和元年10月1日改正
区 分	単 位	使 用 料
コンテナクレーン	1台1時間までごとに	51,150円

(9) 冷凍コンセント使用料		令和元年10月1日改正
区 分	単 位	使 用 料
200/400Vコンセント	1口1時間までごとに	154円

3 マリーナ施設使用料

令和6年4月1日改正

施設名	区分	単位	使用料	
海上係留	一般使用 (コンセント使用含)	艇長8m以下のもの	1隻24時間までごとに 4,740円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻24時間までごとに 5,660円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻24時間までごとに 6,940円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻24時間までごとに 7,760円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻24時間までごとに 8,920円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻24時間までごとに 10,180円	
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻24時間までごとに 11,540円	
	専用使用	艇長8m以下のもの	1隻1月につき 50,700円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1月につき 56,600円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1月につき 66,700円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1月につき 77,600円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1月につき 89,200円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1月につき 101,900円	
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1月につき 115,500円	
	専用使用	艇長8m以下のもの	1隻1年につき 303,000円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1年につき 339,000円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1年につき 400,000円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1年につき 465,000円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1年につき 535,000円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1年につき 610,000円	
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1年につき 693,000円	
	Aヤード	一般使用	艇長5m以下のもの	1隻1日までごとに 1,690円
			艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1日までごとに 1,950円
			艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1日までごとに 2,440円
			艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1日までごとに 2,960円
			艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1日までごとに 3,530円
			艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1日までごとに 4,130円
艇長10mを超え11m以下のもの			1隻1日までごとに 4,800円	
艇長11mを超え12m以下のもの			1隻1日までごとに 5,290円	
艇長12mを超え13m以下のもの			1隻1日までごとに 5,770円	
専用使用		艇長5m以下のもの	1隻1月につき 25,300円	
		艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1月につき 29,200円	
		艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1月につき 36,600円	
		艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1月につき 44,400円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1月につき 52,900円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1月につき 61,900円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1月につき 72,000円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1月につき 79,300円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1月につき 86,500円	
専用使用 (上下架施設利用含)		艇長5m以下のもの	1隻1年につき 176,000円	
		艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1年につき 200,000円	
		艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1年につき 257,000円	
		艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1年につき 304,000円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1年につき 367,000円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1年につき 421,000円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1年につき 494,000円	
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1年につき 538,000円	
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1年につき 594,000円	
Bヤード	専用使用 (船揚場利用含)	艇長5m以下のもの	1隻1年につき 125,000円	
		艇長5mを超え6m以下のもの	1隻1年につき 141,000円	
		艇長6mを超え7m以下のもの	1隻1年につき 168,000円	
		艇長7mを超え8m以下のもの	1隻1年につき 198,000円	
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1年につき 229,000円	
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1年につき 264,000円	
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1年につき 301,000円	

施設名	区 分	単 位	使用料	
上下架施設	陸上艇置場使用艇	艇長6m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	1,040円
		艇長6mを超え8m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	1,570円
		艇長8mを超え10m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	2,090円
		艇長10mを超え12m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	2,610円
		艇長12mを超えるもの	船の揚げ又は降ろし1回	3,140円
		艇長6m以下のもの	1隻1月につき	4,160円
		艇長6mを超え8m以下のもの	1隻1月につき	6,280円
		艇長8mを超え10m以下のもの	1隻1月につき	8,360円
		艇長10mを超え12m以下のもの	1隻1月につき	10,440円
	艇長12mを超えるもの	1隻1月につき	12,560円	
	陸上艇置場使用艇 以外	艇長6m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	2,080円
		艇長6mを超え8m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	3,140円
		艇長8mを超え10m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	4,180円
		艇長10mを超え12m以下のもの	船の揚げ又は降ろし1回	5,220円
艇長12mを超えるもの		船の揚げ又は降ろし1回	6,280円	

船揚場	1隻1年につき	37,700円
-----	---------	---------

物揚場	一 般 使 用	艇長8m以下のもの	1隻1日までごとに	3,320円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1日までごとに	3,710円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1日までごとに	4,370円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1日までごとに	5,090円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1日までごとに	5,850円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1日までごとに	6,680円
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1日までごとに	7,580円
		艇長14mを超えるもの	1隻1日までごとに 7,580円に14mを超える1メートルにつき670円を加算した額	
	専 用 使 用	艇長8m以下のもの	1隻1月につき	49,800円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1月につき	55,600円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1月につき	65,500円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1月につき	76,300円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1月につき	87,700円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1月につき	100,200円
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1月につき	113,700円
		艇長14mを超えるもの	1隻1月までごとに 113,700円に14mを超える1メートルにつき10,000円を加算した額	
	専 用 使 用	艇長8m以下のもの	1隻1年につき	298,000円
		艇長8mを超え9m以下のもの	1隻1年につき	333,000円
		艇長9mを超え10m以下のもの	1隻1年につき	393,000円
		艇長10mを超え11m以下のもの	1隻1年につき	457,000円
		艇長11mを超え12m以下のもの	1隻1年につき	526,000円
		艇長12mを超え13m以下のもの	1隻1年につき	601,000円
		艇長13mを超え14m以下のもの	1隻1年につき	682,000円
		艇長14mを超えるもの	1隻1年までごとに 682,000円に14mを超える1メートルにつき60,000円を加算した額	

コ ン セ ン ト	30アンペア	4月1日から11月30日まで	1隻1日までごとに	370円
		12月1日から3月31日まで	1隻1日までごとに	570円
	50アンペア	4月1日から11月30日まで	1隻1日までごとに	640円
		12月1日から3月31日まで	1隻1日までごとに	960円
		1月以上の場合は従量制とする。(使用電力量に応じた実績)		

修 理 施 設	修理ヤード	1隻1日あたり	2,090円	
	修 理 棟	4月1日から11月30日まで	1隻1日あたり	3,660円
		12月1日から3月31日まで	1隻1日あたり	4,400円

給油施設	1月につき	110,000円
------	-------	----------

研 修 室	4月1日から11月30日まで	1時間あたり	620円
	12月1日から3月31日まで	1時間あたり	750円
	4月1日から11月30日まで	1日あたり	4,190円
	12月1日から3月31日まで	1日あたり	5,020円

4 緑地等使用料

令和元年10月1日改正

区 分	単 位	使用料
1. 物品の販売、募金、署名活動その他これらに類する行為をすること 2. 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して利用すること	臨時的なもの	1平方メートル1日につき 46円
	その他のもの	1平方メートル1月につき 460.9円
業としての写真撮影	写真機1台1月につき	3,770円
業としての映画撮影	1件1日につき	1,880円
その他の行為	管理者がその都度定める。	

区 分	単 位	占 用 期 間	
		1月未満	1月以上
埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの	地上	57.2円	52円
	地下	33円	30円
	空間	24.2円	22円
上記以外の工作物	占用面積1平方メートル1月につき	68.6円	62.4円

5 港湾区域内の水域・公共空地の占用料等

令和元年10月1日改正

(1) 占用料

区 分		単 位	占 用 期 間		
			1 月以上	1 月未満	
水 域 の 占 用	さん橋、浮さん橋、けい船杭、建造 工作物等	防波堤により被覆された水域	1年1平方メートルま でごとに	80円	88円
		その他の水域		55円	60.5円
	円管その他これに類するもの	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでご とに	30円	33円
		外径又は幅員30センチメートル以上 1メートル未満		45円	49.5円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルま でごとに	45円	49.5円
	広告物その他これに類するもの		1年1平方メートルま でごとに	2,000円	2,200円
	その他の目的によるもの		1年1平方メートルま でごとに	80円	88円
公 共 空 地 の 占 用	建造工作物敷地、物置場、作業場等		1年1平方メートルま でごとに	80円	88円
	地下埋設物（円管その他これに類す るもの）	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでご とに	30円	33円
		外径又は幅員30センチメートル以上 1メートル未満		55円	60.5円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルま でごとに	55円	60.5円
	架空工作物（円管その他これに類す るもの）	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでご とに	20円	22円
		外径又は幅員30センチメートル以上 1メートル未満		35円	38.5円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルま でごとに	35円	38.5円
	電柱（支線、支柱を含む。）その他 これに類するもの	外径又は幅員1メートル未満	1年1本までごとに	200円	220円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルま でごとに	200円	220円
	広告物その他これに類するもの		1年1平方メートルま でごとに	2,000円	2,200円
その他の目的によるもの		1年1平方メートルま でごとに	80円	88円	

(2) 土砂採取料

区 分		単 位	占 用 期 間	
			1 月以上	1 月未満
土砂の採取	砂、砂利	1年1立方メートルま でごとに	143円	143円

備考

- 水域等の占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満であるときは1月として、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 1件が1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満のものであるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとし、1件に1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）の設置のため水域等の占用をする場合において、当該工作物等自体が占用する区域

のほかに、当該工作物等の設置に伴い公共的使用が阻害されると認められる区域がある場合には、当該区域も含めて占用面積とし、占用料を算定するものとする。

6 海岸保全区域の占用料等

令和元年10月1日改正

(1) 占用料

区 分		単 位	占 用 期 間		
			1 月 以 上	1 月 未 満	
土 地 の 占 用	建造工作物敷地、物置場、作業場等	1年1平方メートルまでごとに	80円	88円	
	地下埋設物（円管その他これに類するもの）	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	30円	33円
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満		55円	60.5円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	55円	60.5円
	架空工作物（円管その他これに類するもの）	外径又は幅員30センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	20円	22円
		外径又は幅員30センチメートル以上1メートル未満		35円	38.5円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	35円	38.5円
	電柱（支線、支柱を含む。）その他これに類するもの	外径又は幅員1メートル未満	1年1本までごとに	200円	220円
		外径又は幅員1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	200円	220円
	広告物その他これに類するもの	1年1平方メートルまでごとに	2,000円	2,200円	
その他の目的によるもの	1年1平方メートルまでごとに	80円	88円		

(2) 土石採取料

区 分		単 位	占 用 期 間	
			1 月 以 上	1 月 未 満
土石の採取	砂、砂利	1年1立方メートルまでごとに	143円	143円

備考

- 1 土地の占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満であるときは1月として、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 2 1件が1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満のものであるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとし、1件に1平方メートル、1メートル又は1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 3 工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）の設置のため土地を占用する場合において、当該工作物等自体が占用する区域のほかに、当該工作物等の設置に伴い公共的使用が阻害されると認められる区域がある場合には、当該区域も含めて占用面積とし、占用料を算定するものとする。